

酪農学園大学構内交通規制に関する規程

制 定 1981年9月1日

最終改正 2015年11月16日

(目的)

第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）の構内における、教育研究の場にふさわしい環境を維持し、交通安全の確保と緊急時における対応を保障するために、この規程を定める。

(対象)

第2条 本学の構内を通行する自動車・自動二輪車および原動機付自転車（以下「車輛」という。）は、すべてこの規程の定めるところにより構内を通行するものとする。ただし、緊急車輛についてはこの限りでない。

(通行路の指定)

第3条 徒歩および自転車の本学構内への通行路は次のとおりとする。

- (1) 正門A（野幌駅側）
- (2) 正門B（大麻駅側）
- (3) 中央通り

(車輛乗入れ指定)

第4条 学生の車輛乗入れは、原動機付自転車を除き原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する者は、駐車場の収容能力の範囲内において、特例として車輛乗入れを許可することがある。なお、原動機付自転車についても、乗入れ許可を必要とする。

- (1) 身体障害等により、公共の交通機関による通学が困難と認められた者。
 - (2) 公共の交通機関がなく、あるいは著しく不便なため通学に困難があると認められた者。
 - (3) 専門課程等にあつて、学業(卒業論文・研究等)遂行上の事由により、特に車輛の使用が必要と認められた者。
 - (4) クラブ等課外活動のため、特に車輛の使用が必要と認められた者。ただし、1団体1台に限るものとする。
- 2 構内に勤務する職員の車輛乗入れは、自粛する。ただし、職員の車輛が職員専用駐車場の収容能力を越える場合には、通勤距離等を基準にして、規制することがある。
- 3 来客、非常勤講師、商用その他学外者の車輛乗入れは、原則として制限しない。
- 4 車輛の本学構内への進入および帰路の時間帯は次の通りとする。
- (1) 研修館側の国道出入口
時間制限無し
 - (2) 正門B（大麻駅側）
6：30～21：00
 - (3) Cゲート（伊達屋敷通り）側の出入口
6：30～21：00
- 5 本学構内における次の道路は、車輛の通行を禁止する。
- (1) 学生専用駐車場Bーとわの森三愛高校の区間

- (2) 酪農学園ホールーB 1号館前の区間
- (3) 家畜管理牛舎ー配水池の区間
- (4) 成池北側大学ーとわの森三愛高校第2校舎の区間
- (5) R I棟ー野球場の区間
- (6) Bゲートー黒澤記念講堂の区間
- (7) 白樺通り
- (8) 学生サービスセンター裏の中通り

(通門規制)

第5条 本学構内の入構に際しては、所定のゲート・ボックスの前で一旦車輛を停止し、車輛整理員に次の定める構内通行証、構内専用通行証を明示、又は構内臨時通行証の交付を受けて通行するものとする。ただし、緊急車輛、郵便自動車、及びタクシー等はその限りでない。

- (1) 「構内通行証」は、第4条第1項により許可された学生及び構内に勤務する職員の車輛に対し交付する。
- (2) 「構内専用通行証」は、本学に常時出入りする非常勤講師及び商社（工所用含む。）の車輛に対し交付する。
- (3) 「構内臨時通行証」は、本学に臨時的に出入りする商社等学外者及び第5条第1号を交付されない職員及び学生が、緊急やむをえない事由と認めた車輛に対し交付する。

(通行規制)

第6条 本学構内を通行する車輛は、交通標識に従い、騒音を発しないようにし、時速20km以下で通行するとともに、追越しをしてはならない。なお、本学構内では、トラクターは優先通行とする。

(駐車区域の指定)

第7条 本学構内に乗入れを認められた車輛は、すべて所定の駐車場に駐車するものとし、それ以外の場所での駐車を一切禁止する。

(その他)

第8条 車輛乗入れ及び車輛登録に関する手続き、その他この規程についての必要な事項は、別に定める「実施要領」によるものとする。

附 則 (実施期日)

この規程は、1981（昭和56）年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年11月16日から施行する。